

# 保証書

新築住宅、又は新築店舗併用住宅(住居面積50%以上)

株式会社GIR  
東京都中央区福川1-17-24 ロフトビル4F  
TEL:03-5566-1128 FAX:03-5566-1129



■株式会社GIRは下記記載の内容に従い、保証を行います。

## 記

物 件 名 :

住 所 :

(保証者)  
地 盤 調 査 会 社 :

補 強 改 良 会 社 :

(被保証者)  
建 設 会 社 :

保 証 書 番 号 :

保 証 区 分 : 新築住宅、又は新築店舗併用住宅(住居面積50%以上)

保 証 期 間 : 対象物件の基礎工事が開始された日にはじまり、  
当該建物の引渡日から10年後の応当日の午後4時まで

保 証 限 度 額 : 20,000,000円/1事故

仮 住 居 費 用 : 2,000,000円/1事故(1ヵ月100万円 かつ最長2ヵ月限度)

事 故 原 因 調 査 費 用 : 1,000,000円/1事故

自 己 負 担 額 : 100,000円/1事故

そ の 他 : ※地盤の修復費用は、保証限度額と合算して1事故2,000万円まで  
※「仮住居費用」および「事故原因調査費用」は保証限度額の内枠



# 賠償責任保険付保証明書

下記のとおり、賠償責任保険の契約が締結されていることを証明いたします。

## 記

保険種類 : 生産物賠償責任保険  
保険証券番号 : 80153089039  
保険契約者 : 株式会社GIR  
被保険者 : 保険契約者、登録地盤業者(認定店)、工事の発注者  
対象業務 : 被保険者が行う「地盤調査」ならびに「地盤調査に基づく改良工事」  
ただし、これらは保険契約者が認定するものに限り  
保険金を支払う場合 : 被保険者が行う対象業務に起因して発生した他人の財物損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします  
保険期間 : 平成22年6月1日から平成34年6月1日  
保険責任期間 : 被保険者が行う個々の対象業務に対する建物の基礎工事が開始された日にはじまり、当該建物の引渡日から10年後の応当日の午後4時まで

てん補限度額・免責金額等 :

てん補限度額 *1	対物1事故	2,000万円
	保険期間中	2億円
免責金額	1事故	10万円
仮住居費用 *2,*3	1事故	200万円
事故原因調査費用 *2,*4	1事故	100万円

てん補限度額は対象建物によって異なります。対象建物は以下の4つとなります。  
『新築住宅、新築店舗併用住宅(住居面積50%以上)』、『新築店舗併用住宅(住居面積50%未満)』、『新築マンション』、『既存住宅』

\*1 地盤の修復費用はてん補限度額の内枠として、1事故2,000万円となります。

ただし、対象建物が「新築マンション」の場合、てん補限度額の内枠として、1事故1,000万円となります。

\*2 「仮住居費用」および「事故原因調査費用」は、てん補限度額の内枠となります。

\*3 「仮住居費用」は、1ヶ月100万円限度かつ最長2ヶ月限度となります。

ただし、対象建物が「新築マンション」の場合、1世帯1ヶ月100万円限度かつ最長2ヶ月限度となります。

\*4 対象建物が「新築マンション」の場合、「事故原因調査費用」は、1事故(1棟)200万円となります。

\*対象建物が「新築店舗併用住宅(住居面積50%未満)」の場合、修復工事期間中の店舗休業にかかる営業損失は、1事故1日20万円最大30日限度となります。(てん補限度額の内枠)

引受保険会社 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
備考 : 本証明書における証明書番号は、本契約者が発行する保証書における保証書番号の最初の7桁を示します。

証明書番号 : 710

### ご注意事項

- この付保証明書は、発行日現在の保険契約の概要を記載したものです。保険契約内容の詳細は保険契約者にご照会ください。
- この保険契約は、「対象業務」に起因して保険期間中かつ建物の引渡しから10年以内に発生した事故を対象としております。よって、保険責任期間は個々の「対象業務」によって異なります。
- 保険期間中であっても、通知義務違反やその他の事由によって引受保険会社から保険契約が解除される場合や、保険契約者からの申し出により保険契約が解除される場合があります。これらの場合は、解除された日以降に発生した事故は補償されません。
- この保険契約には保険期間中の総てん補限度額が設定されています。よって、支払保険金の合計額がこの総てん補限度額を超えた場合は、この保険契約の支払対象となる事故が発生した場合であっても保険金はお支払いできません。
- この保険契約において保険金を請求できるのは、被保険者欄記載の者となります。住宅の購入者等被保険者以外の方は引受保険会社に直接請求することはできません。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



発行日 :